

大阪・釜ヶ崎

第52回釜ヶ崎越冬闘争12・28(1)・4

「特掃」の賃金改定も要求

昨年12月28日の「突入集会」から、本年1月4日の「地域内デモ」、大阪府・市への要望書提出まで、「第52回釜ヶ崎越冬闘争」が闘い抜かれた。

2年続けてのコロナ禍での越冬闘争となったが、「仲間内の団結で一人の餓死・凍死者も出さな」を合言葉に、越冬闘争実行委員会に結集する個人・団体の団結で、そして全国の仲間からの支援の下で、今回の越冬闘争期間も、釜ヶ崎の仲間が生命を守り抜くことができた。

12月28日の「突入集会」は、コロナ禍にもかかわらず、反原発の「若狭の家」の仲間、沖繩辺野宮が始まり、また医療



▲ 医療パトロール、用意ととの出発だ！(三角公園)

野古新基地建設に反対する「大阪行動」の仲間、「日本軍従軍慰安婦ネット」の仲間、そして狭山再審を求め「大阪キヤラバ」の仲間など、大阪・関西でも闘う仲間が結集してくれた。

この集会冒頭、韓国サングン労組を支援する本社前での闘いの中、不当逮捕・起訴され、長期拘留を続けられていた東京の尾澤孝司さんが昨日(27日)夜、保釈されたことが報告され、終始熱のこもった集会として貫徹することができた。

そして、さっそくその夜から、三角公園横の「旧禁酒の館」跡地での3基の大テントでの集団野営が始まり、また医療

また、そうした闘いと一体のものとして、仲間たちに少しは年末年始の気分を味わってもらおうと、「もちつき大会」「ソフボール大会」「卓球大会」が行われ、三角公園ステージでは「のど自慢大会」も行なわれた。

今年の越冬闘争の特徴は第一に、数が減ったとはいえず未だ多くの仲間たちが野垂れ死にの淵に立たされていることに対して、相談と対処の新たな取り組みを始めたことだ。

今年も、大阪市の行なう「臨泊」を221名の仲間が利用し、また60名前後の仲間が路上で正月を迎えざるをえなかった。

泊まる所がなく野営本部に訪れた仲間に対して、釜ヶ崎で日頃、介護など生活相談を行なっている仲間の協力も受け、今回は実行委としても相談活動を重視して、「臨泊」への「押し込み」を実現し、また「緊急サポートプロジェクト」と連携し、ドヤ(簡易宿泊所)への入居を実現することができた。

特徴の第二は、1月2日の「センター建て替え問題新春討論会」に見られるように、西成総合センター建て替えの必要性と議論の現状、当面の課題を明らかにすることによって、「センターは建て替えではなく閉鎖され、跡地は売り渡され」といった悪質なデマをあばきつつ、労働者・住民のための新センター建設に向けた取り組みを進めさせたことだ。

第三の特徴は、府市委託の特別清掃事業についての新たな要求として、旧来からの「1月13日以上働かせろ！」という要求と併せて、「特掃」賃金の改定を要求したことだ。

1月4日提出の対大阪府市要望書では、「1994年から据え置きとなつて特別清掃事業の賃金を、この間の最低賃金の上昇に対応して、改定してください」と要求した。

構造的なアプレ地獄の深まりが、コロナの感染拡大と合わされて、釜ヶ崎労働者に襲いかかっている。これに抗し、新たに生きるすべを求めて釜ヶ崎にたどり着く仲間も含めて、「安心して働き生活できる新たなしくみ」をつくり出していかなければならない。

越冬闘争終了後の1月15日の昼過ぎ、旧センター脇で野営をしていた仲間が亡くなった。「特掃」にも登録していた人だが、最近はその具合が

悪くて働いておらず、炊き出しなどで声をかけても「いらぬ」と言う状態であった。

仲間の生命を守れなかつたという、運動のこの現実をしっかりと見据え、「安心して働き生活できる釜ヶ崎」に向け、さらに闘いを前進させていかなければならぬと合掌。(釜ヶ崎S)

「あなたと釜ヶ崎をむすぶ」市民団体「釜ヶ崎講座」は、今越冬闘争の中、年末31日に「越冬連帯行動デー」、新年3日には「新春釜歩きツアー」を行ない、両日で35名が参加した。

「連帯行動」では、人

「(4面から) 100石以上も2・3軒存在するようになる。5・20石層は3割台から2割台で分布するレベルである。これに対して、5石以下の層は半数以上を占め、とりわけ和泉国大島郡は30%にまで増大している。

さらに顕著なのは、無高層の多さである。図表で示された無高は、判明しない村もあり、従って無高の判明する限りの村々の無高と高持の比率である。その比率(無高/高持)は、摂津郡で55%、河内郡で45%、山崎氏は、畿内での普通地主小作関係の成立は、質流後に質地主小作関係から普通地主小作関係に転化していく経路が基本線(山崎三著『近代日本経済史のインバウンド衰退でもビジネス外国人相手にしよ』1989年 P.155)とされる。

しかし、18世紀半ば以降の畿内では、質地主小作からの転化だけでなく、永代売買による普通地主小作関係が広く展開された。このことは、古島敏雄著『近世日本農業の展開』(東大出版会、1963年)、丹羽邦男著『形成期の明治地主をあらためて感じた。水野さんは、釜ヶ崎へ流れていく多様な人びとを、若者がからかい、川へ突き落して逃げ去った許されない事件である。その場で、全員が花を川へたむけて黙祷した。

最近では、名古屋入管職員による、スリランカ女性を死に追いやる事件があった。権利が保障されず、病気を抱えている

らば、①近世初頭(慶長・寛永期)、②17世紀末(18世紀前期)(元禄・享保期)、③18世紀中(後期)(19世紀前期)(化政・天保期)に、時期区分できるといふ(同著 P.385-386)。

①の時期は、残された古文書はわずか6通だが、そのすべてが永代売買であった。②の時期は、年季売が最も盛況であった。③の時期は、永代売と質入(しちいれ)が急激に増加して、土地金融の中心となった。④の時期は、永代売と質入(しちいれ)が土地金融の中心であり、年季売の比重はかなり低下した。

中村氏は、丹羽邦男氏の研究を踏まえて、幕末の大坂周辺では、「土地購入は永代売りの形態をとり、土地の質入は活発に行なわれていたが、その多くは受け返されたり、質流となるものが比較的少ない点などから、『天保期以降すでに流地』土地取得のための

土地金融つまり金融と土地集中が未分離な形態は姿を消し、『土地金融と地主的土地集中とは、一般農民・地主金貸業者・領主と貸付の対象を拡げつつ貨幣増殖の追求、他は、採算にもとづいて有利な土地小作地取得というそれぞれ独自の活動を展開していった』。おり、『明治地租改正および地所質入書入規則制定以後、急速に全国的にあらわれてくる傾向が、この地帯ではすでに出現している』ことを明らかにした。(中村哲前掲書 P.385) なお二重掲書のP.385(3)といふのである。

日本は伝統的に国家による土地売買が規制されてきて、代わりに土地金融(貸借関係)が盛んであったが、天保期以降、土地金融による貨幣増殖と、土地集積による収益確保(寄生地主)が未分離状態を克服したといふのである。

土地の質入と同様に、年貢その他の事情で、経営体であるイエの再生産が困難になった際に、一時的な前借金あるいは「口減らし」のために、家族構成員が奉公に出される。しかし、成年後はイエの家族労働に戻ることに予定されている。この形態は、「奉公に入るさいのことはともかくとして、継続的には人格の自由を保持していない。それは『一定の時間きめ』ではなくて、『一まとめ一度きり』に売渡されたからである。(同前 P.385)とされる。

(3)の一年奉公(この特殊形態が、日割奉公や日雇など)は、(2)と異なり、平均的な熟練度が前提となり、したがって、その実体は成年労働である。これは、「農業労働力として生産手段から分離し、雇傭されることによって労働力(P.385)であり、一年奉公は『一まとめ一度きり』にはではなく、『一定の時間きめ』で販売された労働力(P.385)である。

この点では、一年奉公は、資本主義下の賃労働の性格を部分的に保持する。

しかし、(3)の場合も、基本的に封建制の枠内にあり、とりわけ日本特有のイエ経営体と深く関係づけられていた。(1764-72年)以降激増し、明治期に至るまで農業雇傭労働の基本形態である。

すなわち、「……月の一定部分の労働力販売という形態は売るべき労働量の部分を明確にする点で新しさを帯び、そのことは同時に彼等が自ら

の小生産を持つ存在であることを明確にしてもいる。彼等の受けとる賃金はそれのみに労働力の再生産をかける緊迫度を持つことが少ない。そこから伝統的な質銀前払形態を契約形態としてとらせ、『人代』(契約の奉公人が逃亡・病氣などの事情で働けない場合の身代わり)提供その他の古い形式を奉公人請状の上に残させる。そしてさらに著しい点としては、労働力の販売者、従って質銀の受領者を働く本人でなく、父であり、兄である小農主とさせ、質銀はこの父であり兄である小農の再生産の補充物たるにすぎず、雇傭されて働く本人の、質銀による労働力の再生産という形を分離・独立させないこととなる。(古島敏雄著『幕末期の農業被傭労働者』『封建社会解体期の雇傭労働』青木書店、1961年 P.155)であった。

家族構成員をイエ意識の下で行動させる集団主義は、近代に入っても色濃く残存させたのである。(つづ)

注1)書入(かきいれ)とは、「……担保物を引渡さず、たんに証文にその物を書入るだけで借金の主の場合に成立する。名主の加印も必要でなく、債権者のために何ら物権的効果を生じない。すなわち、債務者が債務を弁済しない場合、債権者には、普通の借金以上に特別の保護は与えられなかったのである。しかし、二重書入は処罰された……」(石井良助編『法制史』山川出版社、1964年 P.295)のである。

韓国大統領選挙

平等社会実現迫る

進歩勢力の統一候補は成らず

年末発行の前号(1月1日号)において、韓国大統領選挙における進歩陣営の統一候補者の可能性について見通しを報じた。しかしその後、その希望の可能性が断たれたことが判明し、報ぜざるをえなくなったことを痛苦の思いで記載する。経緯は次のようになっている。昨年11月13日の全国労働者大会で、「不平等打破—韓国社会大転換のための民主労総—進歩政党大統領選挙共同宣言」が発せられ、これを皮切りに候補者の一本化に基本的合意した協議が始められ、昨年未だに予備選挙の方式を決定する予定であった。

韓国労働部が12・14本社要請

昨年未だに、韓国サンケン闘争は大きく二つの動きをもちました。一つは、12月27日に尾澤孝司さんの釈放を勝ち取ったことである。幾度となく尾澤さんの保釈を請求していたが、検察側はサンケン本社側の意向をくみ、保釈に同意しなかった。27日当日も、裁判所の保釈提示に対しては夜8時半という寒空のなかで行なわれた。保釈には不当な条件が二つ

逃げるな、出てこい！サンケン電気1・25集会

尾澤さん奪還で再攻勢

確かにこの日本においては、中間的・第二極的な体制内の改良勢力に対しても共闘の方向性を探ることが迫られるだろう。しかし韓国の政治情勢は明らかに日本より進んでおり、労働者民衆勢力が、民主労総や統一民主化を目指す民衆運動組織などとして力をもっている。この第三極的な政治勢力の存在が、韓国社会の中で認知されているのである。



▲ 拘留232日から戦線復帰の尾澤さん (1・25 池袋)

1月25日の夜、「韓国サンケンの解散撤回!尾澤孝司さんは無罪だ!逃げるな、出てこい!サンケン電気1・25集会」が東京・池袋のしま産業プラザで開かれ、感染対策をとったうえで大盛況の集まりであった。主催は、韓国・金属労組慶南支部サンケン支会(韓国サンケン労組)、韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会、韓国サンケン労組を支援する会の3団体。

拘留されていた支援者サンケンの解散撤回!尾澤孝司さんは無罪だ!逃げるな、出てこい!サンケン電気1・25集会」が東京・池袋のしま産業プラザで開かれ、感染対策をとったうえで大盛況の集まりであった。主催は、韓国・金属労組慶南支部サンケン支会(韓国サンケン労組)、韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会、韓国サンケン労組を支援する会の3団体。

件を考慮し、発言後は退出することになっているので、プシューとやって参加者一人ひとりに挨拶というこのようだ。さて集会は、中原純子さん(東京全労協)の司会で始まり、さっそく尾澤孝司さんの登壇。尾澤さんは、このかんの救援へのお礼を述べつつ、「私への長期拘留は、グローバル企業と闘うことに対する、資本・権力側の報復です。負けられない国際連帯の闘いを勝ち抜こ

う」と報告し、会場は万雷の拍手となった。主催者挨拶を渡邊洋さん(全労協議長)、現状と課題の報告を鳥井一平さん(支援する会事務局)と続くと、鳥井さんは、「裁判や労働委員会での議論が決まってしまうわけではない。埼玉市民の会の皆さんが月曜行動を献身的に続けているように、粘り強い闘いで解決を求めていこう。支援の私たちが納得、ではなく当該サンケン組合員が納

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

福島原発事故・東京電力刑事裁判、2・9第2回控訴審

証人尋問・現場検証の実現を

福島原発事故での旧東京電力経営陣の刑事責任(業務上過失致死傷罪)を問う東京電力刑事裁判、その第2回控訴審が2月9日、東京高裁で行なわれた。これを前に福島原発刑事訴訟支援団が、12・25福島県集会を皮切りに、1・15東京集会、1・21署名提出行動と連続闘争を行なった。

1・15東京集会

1月15日、東京の連合会館に多数の労働者・市民が参加し、「東京高裁に証人尋問と現場検証を求める東京集会」が行なわれた。主催は、福島原発刑事訴訟支援団。集会は、支援団団長の佐藤和良さんが開会挨拶。「11・2の控訴審第一回公判で細田啓介裁判長は、2・9までに現場検証と証人尋問を合議の上決定すると述べた。闘争の前進は、現場検証と証人尋問にかかっている。1・21署名提出行動は、この二つのことを決める闘いだ。高裁前に結集を」と呼びかけた。

続いて、科学ジャーナリストの添田孝史さんが「1」と報告し、会場は万雷の拍手となった。主催者挨拶を渡邊洋さん(全労協議長)、現状と課題の報告を鳥井一平さん(支援する会事務局)と続くと、鳥井さんは、「裁判や労働委員会での議論が決まってしまうわけではない。埼玉市民の会の皆さんが月曜行動を献身的に続けているように、粘り強い闘いで解決を求めていこう。支援の私たちが納得、ではなく当該サンケン組合員が納

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

「刑事裁判がなければ聞に埋もれていたこと」との演題で、また大河陽子が「刑事控訴審第一回について」、海渡雄一弁護士が「東京高裁で勝つために、今何をなすべきか」の演題で講演した。2・9高裁前などに、労働者市民の大結集こそが力、と訴えられた。次いで河合弘之弁護士。「闘争は、裁判だけでは勝てない。住民運動・市民運動・文化運動が必要だ。旧経営陣3人の責任を追及するのは、全原発をなくすため。闘いは総力戦だ」と訴えた。

原発事故被害者の村田弘さんも、「損害賠償訴訟などはおよそ40あるが、東京電力裁判で永瀬一審不当判決が下されてから、原発裁判は厳しくなっている。刑事裁判は重要な意味を持つ。絶対に責任をとらせる」と語った。

最後に、武藤類子・福島原発訴訟団団長が発言。「永瀬判決はあまりにひどい。判決の四つの誤りを指定弁護士は指摘した。その全力で闘う姿勢に感謝している。地裁判決の確定は正義に反する。高裁は正義を示し

てほしい」とアピールした。検察官役の指定弁護士が指摘する一番無罪判決の四つの誤りとは、①推本「長期評価」の信頼性・具体性を否定、②安全性についての社会通念の誤認、③結果回避義務を原発の運転停止のみに限定、④現場検証さえ却下、と整理されている。控訴審で指定弁護士は、長期評価については、濱田信夫氏、島崎邦彦氏、また結果回避義務については渡辺敬雄氏(元東芝原発設計技術者)の3氏の証人尋問を求めている。

浪江町から避難した今野さんは、「交通事故では、現場検証をして原因や過失などを判断する。見なければ分からない。語り部をしていくが、被災地を見て理解できたという人が多い。裁判官も見て確認することが必要だ」と指摘した。

発言後、代表団が署名提出へ。拍手で送り出して行動を終えた。決戦の2月9日は、高裁前で午前11時からヒューマン・ディスタンス・チェイン。午後2時から控訴審第2回口頭弁論である。大結集を!

集会では海渡雄一弁護士が、細田裁判長に語り

ついで、科学ジャーナリストの添田孝史さんが「1」と報告し、会場は万雷の拍手となった。主催者挨拶を渡邊洋さん(全労協議長)、現状と課題の報告を鳥井一平さん(支援する会事務局)と続くと、鳥井さんは、「裁判や労働委員会での議論が決まってしまうわけではない。埼玉市民の会の皆さんが月曜行動を献身的に続けているように、粘り強い闘いで解決を求めていこう。支援の私たちが納得、ではなく当該サンケン組合員が納

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

ん公判に結集しよう(さいたま地裁での公判日程は3月以降)。③尾澤さんの「公正な裁判を求めよう」ハガキ提出をひろげよう、を確認した。昨年1・20の解散強行・全員解雇から1年、仕切り直しの集会は、団結パンローウでめくられた。(東京W通信員)

得できる解決をです」と報告した。第2次サンケン闘争の記録映像(日本側・韓国側各10分)を映写した後、韓国サンケン労組のオ・ジン支会長、キム・ウニョン副支会長らがオンラインで発言。ウニョンさんの発言は「この長い闘いの厳しい局面を思わせるものもあつた。なお、2月の民主労総代議員会で、尾澤さん夫婦に感謝が送られるそうである。

集会は、東京清掃労組、ゲンマ・ジャパニオンが連帯発言、サンケン本社(新座市)の地元から埼玉市民の会が発言。集会決議案が、ここ1年をまとめ、今後の尾澤さん刑事裁判をふまえた内容で提案され、拍手で採択された。最後に行動提起は次の3項目(①毎月曜行動サンケン本社前・志木駅南口・池袋東京事務所前)に参加しよう。②尾澤さ

明治維新の再検討——民衆の眼からみた幕末・維新时期(39)

畿内では質地小作から普通小作へ

IV 近世百姓一揆にかかわる基礎認識

(10) 建前と実際の乖離の 下で地主制の発展

農業史研究の泰斗の一人と目される古島敏雄氏は、戦後農地改革も問わない1957年に、従来の研究について、次のように総括している。……

P.38と云うのである。その後、古島氏の言う弱点を埋め合わせるかのようになり、個別研究の対象は拡大した。

(i) 日本史における 土地売買の歴史

今回はまず、後者の地主制を中心に検討するが、その前に簡単に、日本の土地売買の歴史を概観してみる。

室町時代にあつては、荘園は鎌倉時代よりもさらに一段と侵食され、ついに、京都周辺の膝下の荘園に狭められてしまつた。

(ii) 永代売の禁止から 質地小作広がる

中世封建制の下では、鎌倉時代にあつては、在地の武士などが自ら開発した領地(私領)は売買が許されたが、御家人(武士)の中でも将軍と主従関係をもつた者が将軍から与えられた新たな御恩の地は禁止され、保護・統制の対象とされた(のちには御家人の私領の売買も禁止された)。

地主小作関係は、時期・地域を問わず、幕藩体制下でも存在していたが、津田秀夫氏によると、「徳川時代における地主小作関係を段階的に整理して、第一次名田小作・質地小作・第二次名田小作に分けられる。」(同著「封建社会解体過程と地主制の展開」)

図表 幕末・維新时期の農民層分解 [単位は戸、()内は%]

Table with 4 columns: 摂津武庫・川辺郡, 河内郡綿作地帯, 和泉大鳥郡, and 100石以上, 50~100石, 30~50石, 20~30石, 10~20石, 5~10石, 5石以下, 高持合計, 無高.

注) 1) 武庫郡は下大市村など13カ村・川辺郡は東富松村など17カ村の合計(明治10年前後)、河内綿作地帯は丹南・丹北郡の11カ村(慶応2~明治5年)、大鳥郡は赤畑村など8カ村(天保14年~明治7年)。

(iii) 商品経済進む畿内では普通小作へ

近代の地主制にも連なる近世の地主制のスタトは、18519世紀の商品経済の発展を背景とした農民層分解に基づく。それには二つのタイプがあり、一つは、主に畿内にみられるもので、ブルジョア的発展の可能性をもつ第二次名田小作(普通小作)のタイプである。もう一つは、東北・関東などに典型的にみられる質地小作にとどまるタイプである。

このブルジョアの発展の可能性をもつ地帯の一つとして、山崎隆三氏は、撰津の武庫郡・川辺郡南半の平場農村地帯を挙げ、この地域の30数カ村の土地所有別農民層構成を1744・1843年(延享元年・天保14年)の一世間の変化を分析した結果、次のように三つの傾向を見出している。

(イ) 20石以上層の増大と成長—この層は多少とも雇傭労働を有して富農経営を営み増大する。そして安永期(1772~81年)以降は、50石以上の大高持が出現し、しかも以後没落することなく発展しつづける。

(ロ) 5~20石層の安定と5石以下の層の分解—5石以下の層の分解は5石以下の層の農民が主なるもので、10石前後の中農層の両極分解ではない。

目次
はじめに
I 労農派・講座派論争の地平を越えて
II 幕末・維新时期の農民闘争の独自性
III 維新政府と対立する初期農民闘争
IV 近世百姓一揆にかかわる基礎知識
(5) 米中心に形成された幕藩権力の全国市場
(6) 幕府権力に翻弄される株仲間
(7) 幕末織物業の実態
(8) 社会構造全体を見ない方法論上の欠陥
(9) 幕藩権力の土地政策の変遷
(i) 小農保護のための田畑永代売買禁止令
(ii) 10石以下の分家を禁止する分地制限令
(iii) 初めて質流れを容認
(iv) 流地禁止令と「質地騒動」
(v) 一転撤回し流地・小作規定
(以上 587~627号)

古代理令制の下では、土地売買は基本的に禁止であつた(山川敷は禁地以外に公私の共利)。その代わり、公私にわたつて、出挙(すいこ)による貸借が盛んになつたといつてよいであろう。出挙とは、主に稲を春に貸して、秋の収入返納させた「金融」である。

秋の徳政一揆では、幕府が認めた徳政の基準は以下の通りである。①神養料、②祠堂錢(檀家の供養料)、③永領地、④幕府の許可を受けた売買地、⑤寄進地、⑥質流れの期限を過ぎた借銭は、徳政の適用を認めず、⑦本銭返し、⑧年利売り、⑨買入れされた土地、⑩質流れの期限内の借銭は、徳政の適用が可能とされた。以降において

書店に所収)P.295)と云われる。『地方凡例録』は、高崎8.2万石の郡奉行を勤めていた大石久敬が領主の命で、寛政6(1794)年頃に作ったものだが、それによると、「名田小作(めいでんこさく)と云(いう)は、質地の小作にてはな

これを見て、幕府は、走りが出てくる。幕府は、これを追いついて、単に生産

幕末から明治初期にかけて、各地とも50石以上層は二桁を越し、